

国民健康保険(国保)制度改正のお知らせ

国保税の軽減判定所得の改正について

平成29年度から国保税の均等割額と平等割額の軽減判定所得の見直しが行われました。国保税には、世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割額・平等割額が軽減される措置がありますが、この措置が地方税法の改正に伴い、5割・2割軽減の範囲が拡大されることになりました。

軽減判定所得見直し表

軽減割合	世帯(加入者と世帯主)の総所得	
7割軽減	現行	33万円以下 (改正なし)
5割軽減	改正前	33万円+(26万5千円×加入者数※)以下
	改正後	33万円+(27万円×加入者数※)以下
2割軽減	改正前	33万円+(48万円×加入者数※)以下
	改正後	33万円+(49万円×加入者数※)以下

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人を含みます

70歳以上75歳未満の人の高額療養費制度の改正について

すべての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じて負担をしていただく必要があるため、平成29年8月から70歳以上75歳未満の人の高額療養費の上限額が変わります。

高額療養費制度とは?

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分が払い戻される制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。平成29年8月から70歳以上75歳未満の人の上限額が次のように変わります。

平成29年7月まで

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の人 (医療費自己負担が3割の人)	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※>
一般	住民税課税所得 145万円未満の人 (医療費自己負担が2割または1割の人)	12,000円	44,400円
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (非課税世帯で、世帯の各所得 が必要経費などを差引いたとき 0円となる人)		15,000円

平成29年8月から

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の人 (医療費自己負担が3割の人)	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※>
一般	住民税課税所得 145万円未満の人 (医療費自己負担が2割または1割の人)	14,000円 (8月~翌年7月の 年間限度額 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円※>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (非課税世帯で、世帯の各所得 が必要経費などを差引いたとき 0円となる人)		15,000円

※過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

Q なぜ高額療養費を見直すのですか?

A 高齢者と若者の世代間の公平を図るためです。高齢者のうち負担能力のある人は、負担をお願いします。

Q 70歳以上なのですが、私は、8月から窓口で支払う医療費が増えるのですか?

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q 今回、窓口負担割合も見直されるのですか?

A 窓口負担割合の見直しは行いません。今回見直しを行うのは、高額な医療費を負担していただいた場合の、月ごとの上限額です。

▶ 問合せ先 健康福祉課 保険室 ☎26-2249(直通)